

《2024年6月改訂》

介護報酬加算（ケアマネジャー）

An illustration of a male doctor with glasses and a white lab coat, holding a clipboard, standing next to a female patient with dark hair wearing a pink shirt, who is sitting up in a hospital bed.

医師の診察を受ける際に同席し、医師へ必要な情報提供を行い、医師からも必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合

退院

	カンファレンス 参加 無	カンファレンス 参加 有
連携 1 回	4 5 0 単位	6 0 0 単位
連携 2 回	6 0 0 単位	7 5 0 単位
連携 3 回	×	9 0 0 単位

○「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院カンファレンス）に参加し、退院後の在宅での療養上必要な説明を行ってケアプランを作成し、サービスの調整を行った場合に限る。

※1 介護予防支援、小多機、看多機においては加算なし

医療機関の求めにより、医療機関の医師とともに利用者の居宅訪問・カンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

特定事業加算1～3のいずれかを取得し、かつ退院・退所加算に係る医療機関等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルマネジメント加算を年15回以上算定している事業所に限り算定

【再入所時栄養連携加算】・・・200点